

国民保護に関する熊谷市計画の変更概要

「国民保護に関する熊谷市計画」は、「国民の保護に関する基本指針」及び「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき平成19年3月に策定したものです。

このたび、国の「国民の保護に関する基本指針」及び「国民保護に関する埼玉県計画」が変更されたため、基本指針等と整合性を図ることを目的として熊谷市計画の見直しを行ない、一部を変更しました。

1 国の基本指針変更に伴う変更

武力攻撃事態等合同対策協議会及び現地調整所について新規に記述

- 武力攻撃事態等合同対策協議会について（図1）（計画書52ページ）

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。

- 現地調整所について（図2）（計画書53ページ）

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。また、県が現地調整所を設置した場合は、必要に応じて職員を派遣する。

図1

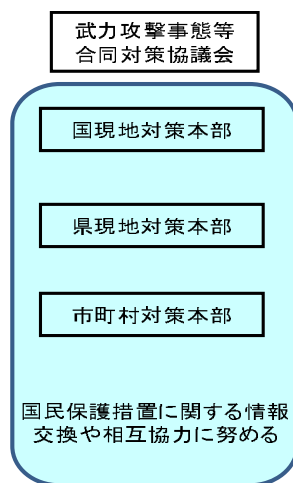
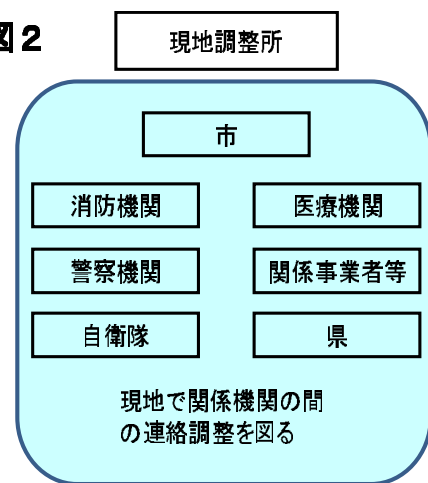


図2



2 その他軽微な変更

計画策定から3年以上経過したことに伴う人口などの時点修正や埼玉県計画との整合性を図るための軽微な変更